

アムネスティ・インターナショナルの死刑統計数値に関して

この報告書は、2018年1月から12月までの法に基づく死刑に関する情報を扱う。前年度までと同様、情報源は公的統計数値、死刑判決、死刑判決を受けた個人やその家族、弁護人からの情報、その他市民団体からの報告、メディア発表など多岐にわたる。死刑執行、死刑判決、その他減刑やえん罪の無罪判定に関して、信頼できる情報のみを報告する。多くの国々で、政府は死刑に関する情報を公開していない。ベラルーシ、中国、ベトナムは、死刑執行数を依然として国家機密とみなす。2018年、ほぼ、あるいはまったく情報が得られなかった国もある。特にラオス、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）、シリアでは、情報開示制限や武力紛争に阻まれ、情報を得ることができなかった。

したがって、ごく少数の例外を除き、本報告書で表す数値は最小値となる。実際の数値は、おそらくかなり高い。特定の年の特定の国に関し、より完全な情報が得られた場合は、報告書に明記している。

2009年、アムネスティは中国における死刑の推計値の公表を中止した。中国当局が、アムネスティが提示した数値に間違った解釈を加えて伝えることへの懸念があったためである。中国では情報へのアクセスが制限されるため、アムネスティが発表できた数値は実際よりも著しく低いことを、私たちは常に明確にしてきた。中国は、いまだに死刑に関する数値を公表していない。しかしながら、入手した情報では、中国で毎年、何千という人びとが死刑判決を受け処刑されていることを示している。アムネスティ・インターナショナルはあらためて、中国政府に対して、死刑に関する情報を開示するよう求める。

本報告書の発表以後にアムネスティが情報を新たに入手し、その情報を検証できた場合は、オンラインで数値を更新している（www.amnesty.org/deathpenalty）。

文中や図表で隣の数字に「+」がついている場合、例えば<インドネシア [47+] >は、アムネスティは、インドネシアで47件の死刑執行または死刑判決を確認したが、実際には47件より多いと考えていることを意味する。国名の後に「+」がついているが数字がない場合、例えば<イラン [+]>は、アムネスティはその国で1件以上の執行または判決があったことを確認しているが、信頼できる数値を出すほど十分な情報を得ていないことを意味する。世界的および地域別の総計の場合、「+」は、中国の場合も含め、2件とカウントした。

アムネスティは、犯罪の種類や状況、犯罪の有無、個人の特質、死刑執行方法などを問わず、例外なく死刑に反対する。そして、死刑の全面的な廃止に向けて活動している。

数字で見る死刑の潮流 2018

法律上・事実上の廃止国数: 142 (2017年 142)

すべての犯罪に対して廃止 : 106 (97)

通常犯罪のみ廃止¹ : 8 (7)

事実上の廃止² : 28 (29)

存置国数: 56 (56)

1 通常犯罪のみ廃止 : 軍法下の犯罪や特異な状況における犯罪のような例外的な犯罪にのみ、法律で死刑を規定

2 死刑制度を存置しているが、過去 10 年間に執行がなく、死刑執行をしない政策・確立した慣例を持っていると思われる国

- ☑ ブルキナファソが死刑を廃止
- ☑ ガンビアとマレーシアが公式に死刑執行を停止
- ☑ 米国・ワシントン州が死刑を廃止

● 死刑執行件数 690 件以上 (2017年 993 人以上) 31%減少 過去 10 年で最少

※数千と言われる中国と北朝鮮はそれぞれ 2 件とカウント

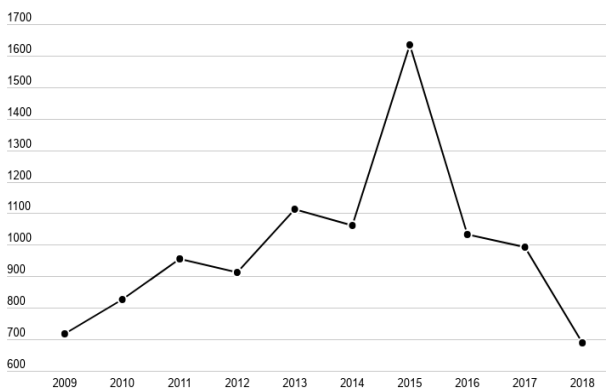
● 死刑執行をした国の数 198 カ国中 20 カ国 (2017年 23 カ国)

上位 5 カ国 : 中国・イラン・サウジアラビア・ベトナム・イラク

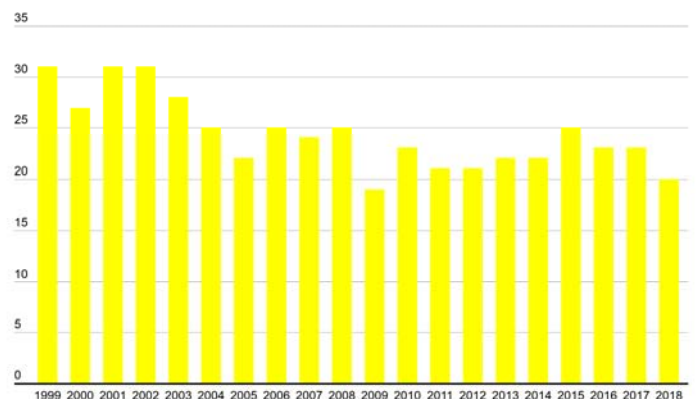
● 死刑判決件数 2,531 件以上 (2017年 : 2,591 人以上)

● 死刑囚の人数 19,336 人以上 (2017年 : 21,919 人以上)

死刑執行数の推移



死刑を執行した国数の推移



概要

2018年の世界の死刑状況は、少数の国で後退する動きがあったが、総じて着実に前進している。

特に際立つのは、死刑執行件数が前年に比べ30%以上も減少したことで、アムネスティが過去10年間に記録した中で最も低い数字となった。この背景には、イラン、イラク、パキスタン、ソマリアなど主要な死刑執行国で大幅な減少があったことがある。同様に、死刑を執行した国の数も減少した。

一方、前向きな動きに逆行する国々もある。タイは2009年以来、初めて死刑を執行し、ベラルーシ、日本、シンガポール、南スーダン、米国などは、執行数が増加した。さらに懸念されることは、死刑判決の数が大幅に増加した国の存在である。エジプトとイラクはその傾向が特に著しい。また例年、情報を開示していなかったベトナムの数値を珍しく当局から入手することができ、同国の死刑適用の規模が露わになった。その多さは世界でも上位に入る。死刑に対して秘密主義を固持する中国では、数千人に死刑判決が下され、執行されていると、アムネスティはみている。

一方、死刑の全面廃止に向け前進した国が数カ国あった。ブルキナファソは6月、刑法から死刑を廃止した。ガンビアでは2018年2月、大統領が死刑執行の停止を宣言し、9月、市民的および政治的権利に関する国際規約第2選択議定書（死刑廃止条約）を批准した。マレーシアも7月に死刑執行を停止し、10月に死刑関連法を改正すると発表した。同じ月、米国では、ワシントン州の死刑制度は州憲法違反だという判断が下された。

こうした死刑廃止に前向きな動きは、国際レベルでも同様である。12月17日、国連総会は、死刑を存置する国に対し死刑廃止を視野に入れた死刑の執行停止を求める7回目の決議を、これまでにない多数の支持を得て採択した。国連加盟国193カ国中、121カ国が決議に賛成票を投じ、35カ国が反対、32カ国が棄権した。ドミニカ、リビア、マレーシア、パキスタンが初めて決議を支持し、アンティグア・バーブーダ、ガイアナ、南スーダンは、反対から棄権に変わった。赤道ギニア、ガンビア、モーリシャス、ニジェール、ルワンダは2017年に続き、死刑執行停止決議に賛成した。一方、5カ国が2016年とは立場を変え、ナウルは賛成から反対へ、バーレーンとジンバブエは、棄権から反対へとそれぞれ転じた。コンゴ共和国とギニアは、賛成から棄権へと回った。

2018年の死刑執行停止決議を支持する国の増加で、死刑は過去のものであることが、世界の「合意」となりつつあることが伺える。

死刑執行

2018年、世界で690件の死刑執行が確認された。前年の993件と比較すると31%の減少である。690件は、アムネスティが過去10年間に確認した中で最も少ない執行数となった。

この大幅な減少は、世界の主要な死刑執行国である数カ国での執行数が減ったためである。イランは、薬物取締法の改正後、2017年に507件確認された死刑執行数が、2018年は253件と50%減少した。

イラクとパキスタンの死刑執行数は、それぞれ2017年の件数のおよそ3分の1で、イラクは少なくとも125件から少なくとも52件へ、パキスタンは少なくとも60件から少なくとも14件へ減少した。ソマリアの死刑執行数は、前年の24件から13件と、ほぼ半減している。

減少傾向ではあるものの、イランは依然、世界の総執行数の3分の1以上を占めている。全件数の78%は、イラン、サウジアラビア、ベトナム、イラクの4カ国による執行である。

これまでと同様、世界の合計数には、中国の数千件に達するとみられる死刑執行数は含まれていない。中国は死刑の情報を国家機密扱いにしている。

11月にベトナムの当局者から得た情報は、2018年に同国において85件の執行があったことを示している。その結果、ベトナムは執行数で世界の上位5カ国に入り、死刑が大規模に適用されているのではないかと長年の懸念が裏付けられることになった。また、米国では2年連続でわずかながら死刑執行数が増えていることが懸念される。2017年の23件から2018年は25件となった。日本とシンガポールは、過去10年で最も多かった。南スーダン、2017年の4件からほぼ2倍の7+件だった。ベラルーシは、前年比2倍で、2017年の2+から2018年は4+となった。

2018年に死刑を執行した国と件数

アフガニスタン[3]、ベラルーシ共和国[4+]、ボツワナ[2]、中国[+]、エジプト[43+]、イラン[253+]、イラク[52+]、日本[15]、北朝鮮[+]、パキスタン[14+]、サウジアラビア[149]、シンガポール[13]、ソマリア[13：ジュバランド10、ソマリア連邦政府3]、南スーダン[7+]、スーダン[2]、台湾[1]、タイ[1]、米国[25]、ベトナム[85+]、イエメン[4+]

アムネスティは、20カ国での死刑執行を確認した。2017年より3カ国少なく、20年前、1999年の31カ国より11カ国少なかった。ボツワナ、スーダン、台湾、タイが死刑執行を再開、合計で6件である。

バーレーン、バングラデシュ、ヨルダン、クウェート、マレーシア、パレスチナ、アラブ首長国連邦において、それぞれ前年は執行があったが、2018年は1件もなかった。

国際機関別にみる死刑執行

- 米州機構：35カ国中、死刑執行があったのは米国のみ
- 欧州安全保障・協力機構：57カ国中、ベラルーシと米国の2カ国のみで執行があった
- アフリカ連合：55カ国中、ボツワナ、エジプト、ソマリア、南スーダン、スーダンの5カ国で執行があった
- アラブ連盟：22カ国中、エジプト、イラク、サウジアラビア、ソマリア、スーダン、イエメンの6カ国で執行があった
- 東南アジア諸国連合：10カ国中、シンガポール、タイ、ベトナムの3カ国で執行があった
- 英連邦：53カ国中、ボツワナ、パキスタン、シンガポールの3カ国で執行があった
- フランコフォニー国際機関：54カ国中、エジプトとベトナムの2カ国のみで執行があった
- G8：8カ国中、日本と米国の2カ国で執行があった
- 国連：193カ国中、90%の174カ国で執行がなく、19カ国で執行があった

執行方法

- 斬首：サウジアラビア
- 電気いす：米国
- 絞首：アフガニスタン、ボツワナ、エジプト、イラン、イラク、日本、パキスタン、シンガポール、南スーダン、スーダン
- 致死薬注射：中国、タイ、米国、ベトナム
- 銃殺：ベラルーシ、中国、北朝鮮、ソマリア、イエメン、台湾

過去数年と同様に、石打ち刑による死刑執行は確認されなかった。死刑判決ではイランで2件の石打ち刑が下された。

死刑判決

2018年、世界の死刑判決数は2,531件で、2017年の2,591件よりわずかながら減少した。ただし、今回、数カ国での死刑判決に関する情報の入手方法が異なるため、単純な過去との比較は難しい。

アムネスティは、これまで死刑判決が多かったナイジェリア、スリランカ、ザンビアの死刑判決の数値を入手することができなかった。逆に、これまで数値を入手できなかったマレーシアで、情報を当局筋から得ることができた結果、裁判所とメディアから得ていたここ数年の数値に比べ大幅増となった。同様にベトナムの情報も当局から入手することができ、11月時点で122件の死刑判決があったことがわかった。

死刑判決を下した国の数は、前年の53カ国から、2018年は54カ国となり、1カ国増加した。

2017年に死刑判決のなかったチャド、モーリタニア、オマーン、パプアニューギニア、韓国、ウガンダの6カ国で死刑判決が出された。前年に死刑判決があったブルネイ、赤道ギニア、ラオス、モルディブ、トリニダード・トバゴの5カ国で死刑判決が下されなかった。

2018年に死刑判決を下した国と件数

アフガニスタン[+]、アルジェリア[1+]、バーレーン[12]、バングラデシュ[229+]、ベラルーシ[2+]、ボツワナ[5]、チャド[4+]、中国[+]、コンゴ民主共和国[41]、エジプト[717+]、ガンビア[1]、ガーナ[12]、ガイアナ[2]、インド[162]、インドネシア[48+]、イラン[+]、イラク[271+]、日本[4]、ヨルダン[16+]、ケニア[12+]、クウェート[34+]、レバノン[5+]、リビア[45+]、マレーシア[190]、モーリタニア[3]、マリ[18]、モロッコ/西サハラ[10]、ミャンマー（ビルマ）[9+]、ナイジェリア[46+]、北朝鮮[+]、オマーン[4+]、パキスタン[250+]、パレスチナ[13]、ハマス自治政府、ガザ]、パプアニューギニア[9]、カタール[1+]、サウジアラビア[4+]、シエラレオネ[4]、シンガポール[17]、ソマリア[15+ : プントランド7、ソマリア7、ジュバランド1]、韓国[1]、南スーダン[8+]、スリランカ[17+]、スーダン[8]、台湾[3]、タンザニア[4+]、タイ[33+]、チュニジア[12+]、ウガンダ[5]、アラブ首長国連邦[10+]、米国[45]、ベトナム[122+]、イエメン[13+]、ザンビア[21+]、ジンバブエ[5+]

エジプトでは、死刑判決数が前年の402件から少なくとも717件と、78%増となった。イラクの判決数は、前年の65件から2018年は少なくとも271件と、4倍となった。ガーナ、クウェート、アラブ首長国連邦が公表した数値は、前年と比べると、ほぼ2倍だった。ガーナは7件から12件に、クウェートは15件から34件に、アラブ首長国連邦は5件から少なくとも10件にそれぞれ増加した。リビアでは、3件から少なくとも45件に増加した。これは、死刑を求刑されていた45人の裁判が結審したためである。

死刑判決数が前年比で大幅に減少したのは、ケニア（少なくとも21件→少なくとも12件）、シエラレオネ（21件→4件）、南スーダン（少なくとも16件→少なくとも8件）、チュニジア（少なくとも25件→少なくとも12件）だった。

2018年末の世界の死刑囚数は、少なくとも19,336人である。

減刑・恩赦・免罪

アムネスティは、死刑の減刑あるいは恩赦を、29カ国で確認した。

アフガニスタン、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベナン、ボツワナ、中国、エジプト、ガイアナ、インド、イラン、クウェート、マラウイ、マレーシア、モルディブ、モロッコ/西サハラ、ミャンマー、ナイジェリア、パキスタン、パプアニューギニア、カタール、セントクリストファー・ネイビス、韓国、南スーダン、スーダン、タンザニア、アラブ首長国連邦、米国、ジンバブエである。

死刑囚から無罪になったのは、4カ国で少なくとも8件あった。エジプト[1+]、クウェート[3]、マラウイ[2]、米国[2]である。

国際法違反の死刑

2018年においても、死刑が、国際法・国際基準に反して適用された。いくつかの例を挙げる。

イランで、少なくとも13件の公開処刑が行われた。また、7人が18才未満のときに犯した犯罪で処刑された。イラン、パキスタン、サウジアラビア、南スーダンには、未成年の死刑囚がいると考えられる。

日本、モルディブ、パキスタン、米国などで、精神障がい者や知的障がい者が、死刑判決を受けたり、処刑されたりしている。

バングラデシュ、ベラルーシ、中国、エジプト、イラン、イラク、マレーシア、北朝鮮、パキスタン、サウジアラビア、シンガポール、ベトナムなどでは、国際基準に則った公正な裁判手続きを経ることなく、死刑判決が下された。

エジプト、バーレーン、中国、イラン、イラク、サウジアラビアでは、虐待や拷問で強要された自白に基づく裁判で、死刑判決を下された。

バングラデシュ、エジプト、パレスチナでは、被告人不在のまま死刑が宣告された。

絶対的法定刑としての死刑は、ガーナ、イラン、マレーシア、ミャンマー、ナイジェリア、パキスタン、サウジアラビア、シンガポールで科せられている。

エジプトとパキスタンでは、軍事法廷が民間人に死刑判決を言い渡した。バングラデシュ、イラン、パキスタンでは特別法廷で死刑判決が下された。

バングラデシュ、インド、モーリタニア、ナイジェリア（リバーズ州）では、死刑の適用範囲が拡大した。

下記に示すように、死刑が故殺以外の犯罪に適用されている。国際法では、死刑は「最も重大な犯罪」のみに制限するよう求めているが、それに反する行為である。

薬物犯罪 中国[+]、イラン[25]、シンガポール[11]、サウジアラビア[60]で、少なくとも98人が処刑された。この4カ国の執行総数は世界全体の14%にあたり、前年比では28%減少した。ベトナムの薬物犯罪での死刑執行情報は、入手できなかった。

薬物犯罪による死刑判決は、14カ国で少なくとも226人に下された。バーレーン[2]、バングラデシュ[2]、中国[+]、エジプト[11]、インドネシア[39]、イラン[+]、イラク[1]、クウェート[2]、マレーシア[136]、パキスタン[2]、シンガポール[16]、スリランカ[6]、タイ[3+]、ベトナム[+]。

汚職などの経済犯罪 中国、イラン、ベトナム

冒瀆罪またはイスラム教の預言者を侮辱した罪 パキスタン

誘拐 イラク、イラン

誘拐と拷問 サウジアラビア

強かん サウジアラビア

反逆罪、国家治安に反する行為、外国機関との共謀、スパイ行為、政権への異議、反乱やテロへの参加、国家に対する犯罪など（死者の有無は問わない） レバノン、北朝鮮、パレスチナ（ガザ）、サウジアラビア

地域別概況

■南北アメリカ

地域の動向

- カリブ海諸国は、死刑執行がない期間が 10 年に達する一方で、米国は南北アメリカで唯一執行した国である。
- 死刑判決があったのは、米国とガイアナの 2 か国のみで、1979 年にアムネスティが記録を開始して以降、最も少ない記録である。
- 米国では、死刑執行数、判決数とも 2 年連続で増加しているが、歴史的には低水準を維持している。3 つの州が、数十年、停止していた執行を再開した。
- ワシントン州の死刑制度は 10 月に、違憲だとの判断が下された。

国名	死刑執行数	死刑判決数	死刑囚数
アンティグア・バーブーダ	0	0	0
バハマ	0	0	0
バルバドス	0	0	10
ベリーズ	0	0	0
キューバ	0	0	0
ドミニカ	0	0	0
グレナダ	0	0	1
グアテマラ	0	0	0
ガイアナ	0	2	26
ジャマイカ	0	0	0
セントクリストファー・ネービー	0	0	0
セントルシア	0	0	0
セントビンセントおよび グレナディーン諸島	0	0	1
トリニダード・トバゴ	0	0	42
米国	25	45	2,654

米国で 2018 年の死刑執行数は 25 件で、前年比では 2 件、過去 25 年で最少の 2016 年と比べ 5 件増加した。とはいえ、長期的にみると死刑執行数は、低い水準を維持しており、10 年前（2009 年 52 件）からは半減している。

- 死刑を執行した州：8 州 アラバマ(2) フロリダ(2) ジョージア(2) ネブラスカ(1) オハイオ(1) サウスダコタ(1) テネシー(3) テキサス(13)
- 死刑判決を出した州：15 州と連邦当局 アラバマ(3) アリゾナ(2) アーカンソー(2) カリフォルニア(5) フロリダ(7) ルイジアナ(1) ミシシッピ(2) ミズーリ(1) ネブラスカ(2) ネバダ(1) オハイオ(6) オクラホマ(1) ペンシルバニア(2) テネシー(1) テキサス(7) 連邦当局(2)

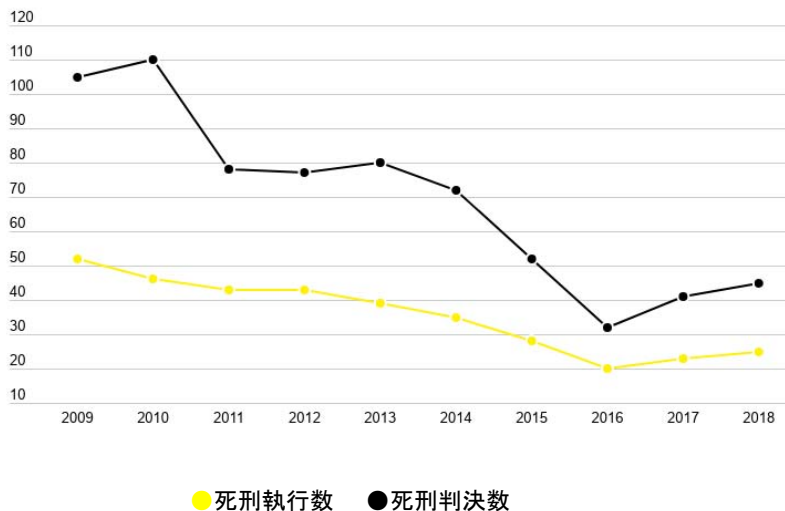
・死刑囚の多い州：カリフォルニア(739) フロリダ(343) テキサス(223) アラバマ(176) ペンシルバニア(144)
33の司法管轄区に死刑囚がいる

テキサス州では、州最高裁が執行の停止を命じる件数が少なかった結果、前年の7件から13件へと、ほぼ倍増し、全米総数の半分以上となった。ネブラスカ州では1997年以来、サウスダコタ州では2012年以来、テネシー州では2009年以来の執行があった。ネバダ州では7月、死刑が執行されそうになった。実施されれば、2006年以来のことだった。死刑執行の増加や再開は、致死薬注射規定の薬物調達に関する法的な問題などが解決したこととも関連する。

しかし、アーカンソー、ミズリー、バージニア各州では、前年は執行があったが、2018年はなかった。その結果、全米では2018年に死刑を執行した州は2017年同様、8州であった。

死刑情報センターの発表によると、2018年に発令された死刑執行令件数は、8州62件で、前年の12州81件に比べ大きく減少した。しかし、州知事による減刑や執行猶予などで延期あるいは中止された死刑数の割合は、前年の72%から60%に減少した。

米国の死刑執行・判決の推移



米国での死刑判決の数は、1973年以来最も少なかった2016年の32件から、2017年41件、2018年45件と2年連続で増加した。死刑判決を下した州や司法管轄区の数も16で、2017年の15とほぼ同数だった。

死刑判決数が前年比で大幅に減少した州は、アリゾナ州(4件から2件)、カリフォルニア州(11件から5件)、ネバダ州(4件から1件)などである。逆に大きく増えた州は、フロリダ州(3件から7件)とオハイオ州(2件から6件)である。ルイジアナ、テネシーの2つの州では、2014年以来の死刑判決がそれぞれ1件、下された。アイダホ州は前年には死刑判決があったが、2018年は0件だった。

米国の死刑

20 州が死刑を廃止している。そのうちの 7 州は 2007 年以降に廃止した。一方、31 州が死刑を存置している。うちカリフォルニア、コロラド、カンザス、ケンタッキー、モンタナ、ネバダ、ニューハンプシャー、ノースカロライナ、オレゴン、ペンシルバニア、ワイオミングの 11 州は、少なくとも 10 年間、死刑を執行していない。コロラド、オレゴン、ペンシルバニアの 3 州は、死刑執行を公式に停止している。連邦政府は 2003 年以来、軍当局は 1961 年以来、一度も死刑を執行していない。

米国以外では、死刑廃止への動きが続いた。アンティグア・バーブーダ、バハマ、ベリーズ、キューバ、ドミニカ、グアテマラ、ジャマイカ、セントルシアの 8 カ国で死刑囚数がゼロだった。さらに、セントクリストファー・ネービスが 2018 年末、9 カ国目の死刑囚ゼロの国になった。グレナダとセントビンセントおよびグレナディーン諸島では、死刑囚がそれぞれ 1 人だけだった。ガイアナとトリニダード・トバゴの死刑囚数は、カリブ海諸国全体でのそれぞれ 33%と 53%を占めるが、2018 年もこの数値は変わらなかった。

アムネスティが記録を取り始めて以来、初めてカリブ海諸国でガイアナが唯一、死刑判決を下した国となった。

特筆すべき動き

米国ワシントン州では、州最高裁が州の死刑制度を州憲法違反だと判断したことで、米国では 20 番目の死刑廃止州となった。裁判所は、死刑が、犯罪の場所、被告の国籍や人種、その時々予算状況などに基づいて適用され、法の趣旨に沿った刑罰の役割を果たしておらず、恣意的、人種差別的に運用されているとの見解を示した。この判断は、2018 年も含めた米国の死刑適用上の問題をいみじくも指摘している。

国際法や国際基準に反して、精神障がいや知的障がいを持った人たちにも、依然として死刑が適用された。アラバマ州のバーノン・マディソンは 2018 年 1 月 25 日、執行 30 分前に、連邦最高裁判所が執行停止命令を出したため処刑を逃れた。マディソンは殺人罪で 1994 年に死刑を宣告されたが、陪審員は 10 代から精神障がいを患っていたことは明らかであるとして終身刑を求刑、判事がこれを退けた結果だった。第 11 巡回区控訴裁判所は 2017 年 3 月、マディソンは自らの犯罪と死刑の関連を理解することができないため、死刑に処することはできないと判断した。連邦最高裁は 2018 年 10 月、本件の口頭弁論を行った。

アムネスティは、この件を含む数件の事例について、裁判手続き上の障害で、死刑囚が自身の死刑執行の全面的な見直しを受ける機会を逸しているおそれがあることを懸念している。ジョージア州のカールトン・ゲイリーは 3 月 15 日、殺人罪で処刑された。執行当日の朝、州最高裁は、新たな DNA 鑑定に基づいて無実を証明しようとしたゲイリーの執行停止申請を認めなかった。州最高裁は、「被告は通常の上訴申立書ではなく、裁量上訴の申立書を差し出すべきであった」と述べた。

テキサス州は 11 月 14 日、メキシコ国籍のロベルト・モレノ・ラモスを死刑に処したが、この執行は、国連領事関係に関するウィーン条約、米州人権条約、米州機構憲章に違反する。ラモスは 1992 年の逮捕時、速やかにメキシコ領事館に連絡し支援を受ける権利があることを、テキサス当局から知らされなかった。国際司法裁判所は 2004 年、米国に対して同被告ほか 51 人の裁判記録の提出を命令した。米州人権委員会は 2005 年、米当局はラモスの法の下での平等、正当な法手続きと公正な裁判を受ける権利を侵害したとして、量刑審理を含む実効性ある救済策を取るよう当局に提言していた。

米州人権委員会は 10 月 1 日、米国当局に対しテキサス州のラミロ・イバロ・ルビ死刑囚の生命と人格の保全措置を求めた。メキシコ国籍の同死刑囚は、メキシコ領事館に支援を受ける権利について知らされ

なかったこと、また、裁判で弁護人が付かなかったことにより死刑判決を受ける結果となったという理由で、米州人権委員会の裁判への介入を願い出た。

2000年にキューバのグアンタナモ湾米海軍基地の戦艦 USS コールへの攻撃を主導したとされるアブド・アル・ラヒム・アル・ナシリの裁判は、2月に中断した。裁判を担当する軍事委員会の判事が退役し、バージニア州で文民判事になったため、利害の対立がそれまでの裁判手続きに影響を与えなかったかどうかを確認する訴訟に発展していた。2001年9月11日の襲撃計画を立てたとして起訴された被告5人の公判前手続きは、新判事に引き継がれ、2018年も続いた。この5人全員が、軍事委員会で有罪と判断されれば死刑判決を受ける可能性がある。軍事委員会の訴訟手続きは、公正な裁判の国際基準を満たしておらず、死刑判決となれば恣意的な生命の剥奪にあたる。

カリフォルニア州とフロリダ州で、死刑判決を受けていた男性2人がえん罪と認められ、無罪となった。これで1973年以降、えん罪で死刑を免れた人は、164人に上る。

死刑の適用をめぐる恣意性を示すもう一つの事例は、3月にジェファーソン・セッションズ司法長官が書いたメモにある。司法長官はメモの中で、深刻化する薬物取引犯罪に死刑を認める現行法規の適用を検事らに勧めた。

ニューハンプシャー州での死刑廃止の取り組みは、クリストファー・サヌヌ知事が6月21日に、死刑廃止に関わる上院法案593に拒否権を行使したことで頓挫した。上院は3月15日、下院は4月26日に同法案を可決していた。9月13日に知事の拒否権を無効にする投票が上院で行われたが、2票の不足で否決された。11月の中間選挙の結果、州議会の構成が変わったため、2019年にはあらためて死刑の完全廃止に向けた取り組みの土俵ができた。

■アジア・太平洋

地域の動向

- マレーシア政府は、死刑の執行停止と死刑関連法を見直す計画を発表した。
- タイは、2009年以來行ってこなかった死刑執行を再開した。
- 日本とシンガポールでは、過去10年間で最多の死刑執行があった。一方、パキスタンの執行数は、減少した。
- めったに開示されないベトナムの死刑執行数が公表され、世界的に見て執行数上位の国となった。

国名	死刑執行件数	死刑判決件数	死刑囚数
アフガニスタン	3	+	343+
バングラデシュ	0	229+	1,500+
ブルネイ・ダルサラーム	0	0	+
中国	+	+	+
インド	0	162	371
インドネシア	0	48+	308+
日本	15	4	116
ラオス	0	0	315
マレーシア	0	190	1,275
モルディブ	0	0	15
ミャンマー（ビルマ）	0	9+	+
北朝鮮	+	+	+
パキスタン	14+	250+	4,864+
パプアニューギニア	0	9	20
シンガポール	13	17	40+
韓国	0	1	61
スリランカ	0	17+	1,299
台湾	1	3	42
タイ	1	33+	551
トンガ	0	0	0
ベトナム	85+	122+	600+

アジア・太平洋地域の死刑執行数は少なくとも136件で、やや増加した。その主な要因は、ベトナムが珍しく数値を公表したためである。地域合計には、これまでと同様に中国の数千件ともいわれる執行数は含まれず、情報の取得状況に応じて数値に影響が出るのは否めない。とはいえ、2018年の地域合計は、前年までの数字（2016年の130件、2017年の93件）の範囲内にとどまった。

パキスタンでは死刑執行数の減少が続き、2017年の60件に比べ77%も減少した一方、オウム真理教事件の13人が処刑された日本の執行数は、4件から15件へ3倍を超えて跳ね上がった。中国と北朝鮮は、依然として死刑をめぐる情報を機密扱いにし、ベトナムも基本的には開示しないため、正確な数字は入手できない。

また執行国数は 9 カ国で、2017 年と同数であった。これは、バングラデシュとマレーシアで執行がなく、台湾とタイで死刑が再開されたためである。インドネシアは、2 年連続で執行を停止した。

アジア・太平洋地域では少なくとも 1,100 人に死刑判決が下され、前年の 1,037 人からやや増加した。死刑判決数の変動は、特にマレーシアとスリランカの数値が大きく影響している。マレーシアでは、かつてなかった公的データの入手が可能になったが、裁判所とメディアから得ていた前年までの数字より大幅に増加した。スリランカは情報を開示せず、アムネスティが得た数字は、実際よりかなり低いと思われる。インドは、前年の 108 件より 50%以上も多い 162 件の死刑判決を下した。

17 カ国で死刑判決が下された。2017 年に死刑判決があったモルディブでは、2018 年は死刑判決がなかった。

アジア・太平洋地域での死刑の適用は、しばしば国際法・国際基準に違反していた。また、国際法が死刑を認める「最も重大な犯罪」に該当しない犯罪に、死刑が広く適用された。例えば、贈収賄や汚職などの経済犯罪や洗脳罪など国際法では犯罪とみなされない行為や薬物犯罪などだ。

薬物犯罪で死刑を執行したのは、中国とシンガポールだった。ベトナムで薬物犯罪での処刑があったか否かは、確認できなかった。薬物犯罪での死刑判決を下した国は、アジア・太平洋地域で 9 カ国に達し、同地域はこの年も、薬物犯罪での死刑適用率が最も高かった。

国別状況

中国は、依然として数千人に死刑を科して処刑しており世界の死刑執行大国の一つであると、アムネスティは確信している。死刑に関する数字は、相変わらず国家機密扱いであり、死刑執行が減少した可能性を示唆する動向や当局者の発言があったが、それだけで判断することはできなかった。アムネスティは中国当局に対し、透明性と死刑関連の全情報の開示を引き続き求める。

今もなお、46 種類の犯罪が死刑の対象である中国では、国際法が定める「最も重大な犯罪」に該当しない、暴力とは無関係の罪に依然として死刑が適用されている。アムネスティは、この 1 年間に得た情報と最高人民法院のオンラインデータベースにある判決を検証した。その結果、死刑判決を受けた容疑の大半が、殺人と薬物犯罪であることがわかった。

広東省陸豊市では 6 月 23 日、薬物容疑で有罪となった 10 人の公開「判決大会」が実施された。彼らの死刑判決はすでに最高人民法院で確定しており、「大会」終了直後に、全員が処刑された。

少なくとも 2 人が汚職の容疑で死刑判決を受けた。そのうちの 1 人は、死刑の執行を猶予され、新たに罪を犯さなければ、2 年の収監後、減刑される可能性がある。もう 1 件は、世間の注目を集める元副市長の裁判であるため、減刑の可能性はなく、世間の教訓とされるであろう。

新疆ウイグル自治区における秘密裏の死刑状況は、相変わらず大きな懸念である。メディアは同自治区の死刑判決の報道を制限しているため、入手できた情報は、ウイグル人実業家、アブドゥガパル・アブドゥルスルの 1 件だけである。同氏の家族は、本人に弁護人が付かず、複数の被告人がいる裁判で有罪判決を受けたことを心配していた。当局は近年、「人民戦争」や「厳打高压」と呼ばれる治安作戦で摘発を強化し、多くがイスラム教を信仰する少数民族の人びとに多大な影響を与えてきた。これらの作戦は、死刑の増加に繋がるのが常である。学者たちは、弾圧の一環として利用される法手続きに公正な裁判の保障がなく、不当な死刑執行の可能性があるとして非難してきた。

日本の死刑執行数は 15 件で、2008 年以来、最多を記録した。7 月 6 日に 7 人、続いて 7 月 26 日に 6 人が絞首刑になった。この 13 人は全員がオウム真理教の元信者で、1995 年に起こった地下鉄サリン事件など一連の事件で、その計画や実行に関わったとして 2006 年から 2011 年までの間の裁判で、死刑判決を受けた。オウム真理教事件の他の被告人 2 人の結審を待って、13 人の死刑が執行された。12 月 27 日には、殺人罪で死刑になった 2 人の執行があった。

2年連続で再審請求中の死刑確定者が処刑されたが、再審請求中の処刑は、死刑に直面する者の権利を保障する国際的な保護措置に違反する対応である。7月に処刑された13人のうちの9人の執行が、この保護措置違反となる。

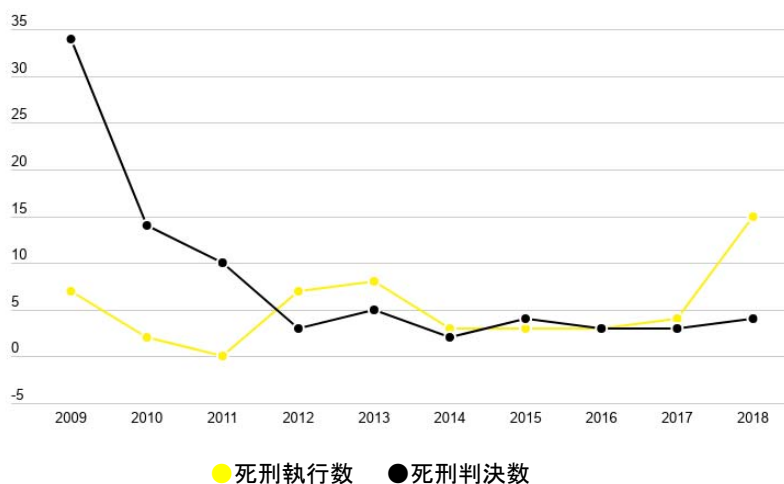
また、死刑判決は4人に言い渡されており、この数字は、前年までとほぼ同数で10年前より88%低い。

東京高等裁判所は6月11日、静岡地方裁判所による袴田巖（82才）の再審決定を覆し、再審請求を棄却した。袴田は、40年以上も独房に拘禁され、2014年3月、再審開始と死刑執行停止命令が出され、一時的に釈放された。警察での20日間も続く過酷な取調べによる自白した後、不公正な裁判で殺人の罪で有罪判決を受けたとされる。法廷では、取り調べでの暴行や脅しを受けたとして自白を撤回した。DNAの証拠が有罪の信憑性に重大な疑問を投げかけており、現在、最高裁に特別抗告中で、判断待ちだ。

精神障がいや知的障がい者数人に対する死刑判決が維持されているが、これは国際法・国際基準に違反しており、重大な懸念がある。

年末時点で、死刑判決を受けている116人のうち109人の死刑判決が確定しており、死刑執行のおそれがあった。

日本の死刑執行・判決の推移



ラオスの市民的および政治的権利に関する国際規約（自由権規約）の遵守状況を、国連自由権規約委員会が6月に審査した。審査の中でラオス当局は、死刑の適用範囲を18種類の犯罪から12種類に制限したとし、死刑囚315人のうち311人（99%）が薬物犯罪で有罪判決を受け、残る4人が殺人罪だと説明した。別の5件の死刑判決は、減刑された。

マレーシアの新政権は7月2日、死刑関連法律を見直す間、死刑の適用を停止すると発表した。10月10日、法務担当のリウ・ブイキョン内閣府大臣は、「内閣は国内法で死刑を適用する32種類の犯罪すべてに対し死刑の廃止を決定した」と発表した。この方針に沿った法改正は、年末時点では議会に取り上げられていなかった。

2017年末に議会で採択された危険薬物法の改正は、3月に発効した。改正法でも、薬物取引に関わるあらゆる犯罪に対して絶対的法定刑としての死刑が適用されることには変わらなかった。ただし、極めて稀なことではあるが、禁止薬物の移送・送付・配達で有罪となっても、薬物取引の摘発で当局に協力した場合、その限りではないとされた。

この場合、死刑に変わる刑は、終身刑と 15 回以上のむち打ち刑となる。ただし、むち打ち刑は、国際法が禁じる残酷な刑罰である。法改正に関する国際法・国際基準に反し、改正法は、すでに有罪判決を受けた者には、適用されなかった。

国の公表情報によると、2018 年は 190 人が死刑判決を受け、そのうちの 136 人 (72%) が薬物犯罪、48 人 (25%) が殺人、3 人 (2%) が武器による犯罪、3 人 (2%) が誘拐殺人だった。これらの事件の 60 件 (32%) で外国人が関わり、そのうちの 51 件 (38%) が薬物、9 件 (19%) が殺人だった。

2018 年 12 月時点で、1,275 人の死刑囚がいた。年初に発行された報告書によると、死刑囚には、142 人 (11%) の女性と 568 人 (45%) の外国籍者がいた。また、932 人 (73%) が薬物、317 人 (25%) が殺人で有罪となった者だ。死刑囚が犯した他の犯罪には、銃の不法所持 (13 人)、国家元首を狙った重大犯罪 (9 人)、誘拐 (5 人)、強盗致死 (2 人)、旧国内治安維持法違反 (1 人) があつた。

ミャンマーでの死刑判決は少なくとも 9 件あつたが、そのうち 4 件はロヒンギャの男性に対するものだった。容疑は、2016 年 10 月のラカイン州国境警察の施設襲撃だった。襲撃で警官 9 人が殺害されたことに対する国軍の反応は、人道に対する罪にあたるような常軌を逸した掃討作戦だった。残りの 5 件は、殺人の容疑だった。子どもを強かんして殺害した事件は社会の関心と呼び、死刑の適用拡大を求める引き金となった。4 月の大統領恩赦でタンチャウンとウインナインチョー元少佐が釈放された。

これまでと同様にアムネスティは、北朝鮮における死刑情報を得ることはできなかった。死刑判決と執行に関わる各種情報から、この年も死刑が、失脚した高級官僚に適用され、時に処刑が公開されることもあつた。国際法の「最も重大な犯罪」に該当せず、国際法上の犯罪とはみなされない行為にも適用されることがあつたとみられる。アムネスティは、死刑判決が科され、あるいは処刑されるのは、しばしば非常に不公正な裁判の結果で、控訴もできないと考えるが、このような判決や死刑執行の報告を独自に検証できなかった。

韓国で 2 月に殺人で有罪になった男性に科せられた死刑判決は、9 月、ソウル高等裁判所の抗告審判において、終身刑に減刑された。

スリランカの大統領は、薬物犯罪に死刑の適用を再開すると公約した。複数の死刑囚と刑務官が違法行為に関わつたという報告を受けてのことだった。女性 1 人と男性 19 人が処刑対象に選ばれた。薬物犯罪で死刑判決が最後に下されたのは 1976 年だった。

報告された 17 件の死刑判決のうち、少なくとも 6 件 (35%) は薬物関連の犯罪だった。刑務所部門によると、年末時点で 1,299 人の死刑囚がおり、男性が 1,215 人、女性が 84 人、そのうち 426 人の男性と 50 人の女性の死刑判決が確定していた。

タイは死刑執行を再開し、1 人を秘密裏に薬物注射で処刑した。処刑されたのは殺人罪で死刑判決を受けたティーラサク・ロンギーで、6 月 18 日、バンクワン中央刑務所で刑が執行された。タイ更生局の局長が刑執行後に発表した。ティーラサク・ロンギーの家族はメディアに、家族に処刑の事前通告がなかったことや最後の面会ができなかったことを語つた。死刑執行直前に妻に電話することだけは、許された。

2009 年以来続いた方針が終了し、この 1 年、国王の恩赦の申請は、一切認められなかった。このことから、恩赦の申し立てを却下された他の囚人も、死刑となるおそれがある。法務省によると、年末時点で 551 人の死刑囚がおり、そのうちの 245 人 (44%) の死刑判決が確定し、114 人 (20%) が薬物関連の犯罪だった。少なくとも 33 件の死刑判決が新たに下されたと思われる。

12 月に採択され 2019 年から 2023 年の間に実施される第 4 次全国人権計画には、死刑廃止は含まれなかった。法務省が作成した前回の人権計画には、盛り込まれていた。

ベトナムのレ・ティン・ロン司法相は、2018 年 11 月 13 日、「前年に比べ死刑の適用が大幅に増えた」と語つた。司法相によると、11 月初旬の時点で 85 人が処刑され、122 人が新たに死刑判決を受けていた。

これはめったにない情報開示だったが、死刑適用に関する数値は、国家機密扱いであることには変わらない。2017年と2018年に開示された死刑判決と執行の数値で、アムネスティが抱く長年の懸念が確認されたものの、死刑の実態を知る上では、断片でしかなかった。

これまでと同様、アムネスティは、同国の死刑判決や処刑に関わる情報の分析を続けた。情報内容は限定されるが、収集は可能である。これらの情報で明らかなのは、これまで同様、死刑が薬物犯罪と殺人に広く適用されていることだ。公金横領などの経済犯罪で死刑になることもある。

拷問禁止委員会は、ベトナムの審査で、拷問で強要された自白に基づき死刑判決が下されたと伝えられたことに懸念を述べた。同委員会はさらに、換気のない独房に入れられ、不十分な飲食物しか与えられず、24時間の足枷や虐待を受けるなど被拘禁者が置かれるひどい環境を指摘した。委員会は、国レベルで死刑の実態を示すデータを収集する体制作りを勧告した。

■ ヨーロッパと中央アジア

地域の動向

- ベラルーシの死刑執行数は、前年の2倍だった。ベラルーシ以外の国の最後の死刑執行は、2005年である。
- カザフスタン、ロシア、タジキスタンでは、死刑の執行停止が継続された。

国名	死刑執行数	死刑判決数	死刑囚数（年末時点）
ベラルーシ	4+	2+	2+
カザフスタン	0	0	1
ロシア	0	0	0
タジキスタン	0	0	0

5月31日、欧州人権裁判所は、アル・ナシリがルーマニア政府を相手に起こした提訴で、2004年にルーマニアが、米CIAの国家間秘密移送と秘密拘禁計画に関与し、ナシリの引き渡しに協力したのは、国際義務に違反するという判決を満場一致で下した。他の違反行為として、欧州裁判所は、ルーマニアが同氏の生存権、妥当な期間内に公正な裁判を受ける権利、拷問など非人間的または品位を傷つける扱いや刑罰を受けない権利を侵害したと認定した。その根拠は、ルーマニアは、死刑の全面廃止を定めた欧州人権条約議定書の締約国でありながら、アル・ナシリの訴えを退け、処刑の危険性から救い出す方策を講じなかったからだとした。2018年末時点で、キューバのグアンタナモ湾の米海軍基地において、軍事委員会による同氏の裁判が進行中であった。

■中東・北アフリカ

地域の動向

- 死刑執行数は、イランとイラクで大幅に減少したため、前年比で 41%減となった。
- 死刑執行は 5 カ国であり、執行数は前年比で半減した。
- 死刑判決数は、前年比で 89%増加した。そのうちエジプトでの判決数が全体の 61%を占めた。
- イラン、サウジアラビア、イラクは、死刑執行数でこの年も同地域での上位を占めた。

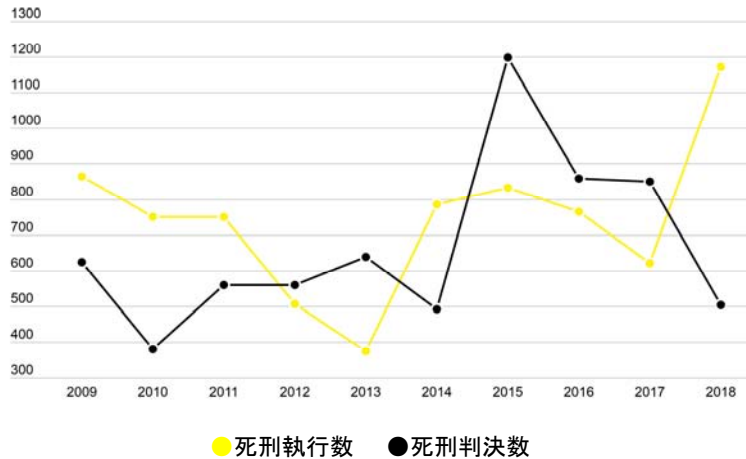
国名	死刑執行数	死刑判決数	死刑囚数
アルジェリア	0	1+	+
バーレーン	0	12	20+
エジプト	43+	717+	+
イラン	253+	+	+
イラク	52+	271+	285+
イスラエル	0	0	0
ヨルダン	0	16+	16+
クウェート	0	34	+
レバノン	0	5+	+
リビア	0	45+	45+
モロッコ/西サハラ	0	10	93
オマーン	0	4+	+
パレスチナ (国)	0	13	+
カタール	0	1+	+
サウジアラビア	149	4+	46+
シリア	未確認	未確認	未確認
チュニジア	0	12+	89+
アラブ首長国連邦	0	10+	+
イエメン	4+	13+	18+

中東・北アフリカ地域の死刑執行総数は 501 件で、前年 847 件から 41%減少し、2010 年以来、最低の件数だった。減少の主な要因は、イランとイラクで麻薬取締法が改正され、死刑執行数が半減したことにある。エジプト、イラン、イラク、サウジアラビア、イエメンの 5 カ国で死刑の執行があったが、5 カ国という執行国数は前年の半数だった。前年に執行があったバーレーン、ヨルダン、クウェート、パレスチナ、アラブ首長国連邦で、死刑執行が 1 件もなかった。

依然として世界の主要な死刑執行国であるイラン、イラク、サウジアラビアでは、3 カ国合わせると少なくとも 454 件の死刑執行があり、地域全体の 91%を占めた。

死刑執行の減少とは逆に、死刑判決数は急増した。1,170 件の死刑判決があり、前年 (619 件) 比で 89%の増加となった。エジプトは、前年の 402 件に対して少なくとも 717 件の死刑判決を下した。地域全体から見ると、判決総数の 61%になり前年同様、地域最多数であった。イランでは数百件の死刑判決があったとみられるが、信頼できる数値は入手できなかった。

中東・北アフリカ地域の死刑執行・判決



■サハラ以南

地域の動向

- ボツワナ、ソマリア、南スーダン、スーダンの 4 カ国が死刑を執行した。前年、執行がなかったボツワナとスーダンが死刑執行を再開した。
- ソマリアの執行数は、前年 28 件から 24 件に減り、地域全体の減少にもつながった。ただし、南スーダンでは、執行数が急増した。
- モーリタニアとナイジェリアで、死刑判決の適用範囲が拡大した。
- ブルキナファソは、通常犯罪に限り死刑を廃止した。ガンビアは、死刑廃止に向けた動きがあった。

国名	死刑執行数	死刑判決数	死刑囚数
ベナン	0	0	0
ボツワナ	2	5	5
ブルキナファソ	0	0	+
カメルーン	0	0	+
中央アフリカ	0	0	
チャド	0	4+	4+
コモロ	0	0	
コンゴ民主共和国	0	41	41+
赤道ギニア	0	0	
エリトリア	0	0	0
エチオピア	0	0	
ガンビア	0	1	22
ガーナ	0	12	172
ギニア	0	0	8+
ケニア	0	12+	158+
レソト	0	0	2

国名	死刑執行数	死刑判決数	死刑囚数
リベリア	0	0	
マラウイ	0	0	15
マリ	0	18	81
モーリタニア	0	3	115
ニジェール	0	0	
ナイジェリア	0	46+	2,000+
シエラレオネ	0	4	42
ソマリア	13	15+	139+
南スーダン	7+	8+	345+
スーダン	2	8	109+
エスワティニ (前スワジランド)	0	0	1
タンザニア	0	4+	500+
ウガンダ	0	5	145
ザンビア	0	21+	252+
ジンバブエ	0	5+	81+

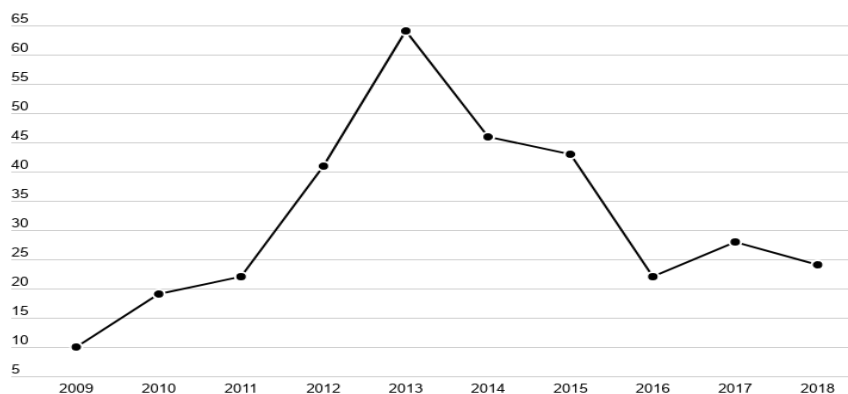
2018年のサハラ以南地域での死刑状況には、前向きな動きがあった。

死刑執行数は、前年の28件から24件に減少した。ソマリアでの執行数が減ったからだ。しかし、南スーダンでは、執行数が大幅に増えた。また、前年執行がなかったボツワナとスーダンで執行が再開され、同地域の死刑執行国は、ソマリアと南スーダンと合わせて4カ国となった。

死刑判決を下した国の数は前年の15カ国から17カ国に増えたが、死刑判決数は、前年の878件から212件に減少した。この減少は、ナイジェリアで減ったことが主な要因だ。年末時点で、ナイジェリアはサハラ以南で最多の死刑判決を出し、死刑囚数も最も多かった。

2カ国で、死刑の完全廃止に向けた重要な進展を見せた。ブルキナファソは、通常犯罪に限り死刑を廃止し、ガンビアは、廃止への取り組みを強化することで、死刑の完全廃止に一步近づいた。

サハラ以南地域の死刑執行



DEATH SENTENCES AND EXECUTION 2018

Published in April 2018
ACT 50/9870/2019

アムネスティ・インターナショナルは、1961年に発足した世界最大の国際人権 NGO です。人権侵害のない世の中を願う市民の輪は年々広がり、今や世界で 700 万人以上がアムネスティの運動に参加しています。国境を超えた自発的な市民運動が「自由、正義、そして平和の礎をもたらした」として、1977年にはノーベル平和賞を受賞しました。

公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F
TEL:03-3518-6777 FAX:03-3518-6778

